

2.12.6
130/



労社第 三〇五〇 号
昭和二年十二月三日

警視總監 宮田光雄

寫

内務大臣 鈴木喜三郎 殿

社會局長 官 殿

大阪神奈川兵庫

各府縣知事 殿

王子電氣軌道株式會社労働争議ニ関スル件 (第一報)

會社従業員、組織スル市電自治會王子支部ニ於テハ予テヨリ會社、監督
兼用者等不滿ヲ抱キ屢々會社ト折衝中、必各月二七日ヨリ向フテ月、
トテ裁量權過ラ名トシテ不裁酌定業氣分ニ出テ會社攻撃ノ地位トシテ